（様式第４号）

令和　年　　月　　日

福井県知事　様

申請者　所在地

名称

代表者 職氏名

スポットワーカー活用支援事業補助金交付申請書　兼　完了実績報告書

　スポットワーカー活用支援事業について、補助金の交付を受けたいので、スポットワーカー活用支援事業補助金交付要領第７条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

　１　補助事業の名称

　　　　スポットワーカー活用支援事業

２　補助金の交付申請額

　　　　金　　　　　　　　円

　３　補助事業の実施期間

　　　　令和　年　　月　　日　　～　　令和　年　　月　　日

　４　申込内容確認結果通知番号

労政第　　　　　号

　５　添付書類

（１）事業実績報告書（別紙１）

（２）スポットワーカー雇用仲介事業者等に支払う紹介手数料の内訳が

分かる書類

（３）補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書等）

（４）歳入歳出決算書抄本（別紙２）

（５）納税状況の確認に関する同意書（別紙３）

（６）消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書

　　 （２か月以内に発行されたものに限る（※税務署より取得してください））

（７）誓約書（別紙４）

（８）その他参考となる書類

（別紙１）

事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| スポットワーカー等の雇用開始日 | 令和　　年　　月　　日　 |
| 雇用したスポットワーカー等の人数（延べ人数） | 　　名 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支　払　日 | スポットワーカー雇用仲介事業者等への支払総額(税込) | うち手数料（サービス利用料）もしくは労働者派遣に関する料金(税抜) |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |
| 　 | 　 | 　 |
| 合計 |  |  |

※１　本様式の各欄は必要に応じて追加してください。

※２　交付申請額は「うち手数料（サービス利用料）もしくは労働者派遣に関する料金」の額となります。賃金、交通費、消費税および地方消費税および、振込手数料は含みません。

（別紙２）

歳入歳出決算書抄本

１　収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | （単位：円） |
| 区　分 | 予算額 | 摘　要 |
| 県補助金 |  | 補助率1/3、上限10万円 |
| 自己負担 |  |  |
| 合　計 |  |  |

２　支出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | （単位：円） |
| 区　分 | 予算額 | 摘　要 |
| 人材紹介手数料 |   |  |
| 補助対象経費計 |  |  |
| 補助対象外経費計 |  | 消費税および振込手数料等 |
| 合　計 |   |  |

上記は、スポットワーカー活用支援事業補助金の歳入歳出決算書の抄本であることを証明します。

　　令和　年　　月　　日

名称

代表者 職 氏名

（別紙３）

県税の納税状況の確認について

　私は、スポットワーカー活用支援事業補助金の交付を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県労働政策課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

　　　令和６年　　月　　日

住所（所在地）

名称（企業名）

代表者職・氏名

　　福井県知事　　杉　本　達　治　 様

|  |
| --- |
| ＊納税状況の確認に関する事項　本同意書に基づき提供された県税の納税状況は、福井県が実施するスポットワーカー活用支援事業補助金の交付事務以外には使用いたしません。 |

※福井県担当者記入欄

|  |
| --- |
| 上記の者の　　　　年　　月　　日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。　　□滞納なし　　　　　□滞納あり　　□徴収猶予あり　　 |

　　　　　　　　　　　　　　　回答事務所　　□福井県税事務所　□嶺南振興局税務部

（別紙４）

令和　年　　月　　日

誓　　約　　書

福井県知事　　様

申請者　所在地

名称

代表者 職氏名

　スポットワーカー活用支援事業補助金の申請にあたり、スポットワーカー活用支援事業補助金交付要領第３条に定められた補助対象事業者の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

1. 内容確認結果通知前までに、スポットワーク雇用仲介事業者等を介してスポットワーカー等を勤

務させていない事業者、もしくは県が主催する「スポットワーカーを活用した人材確保セミナー」を受講またはオンライン視聴した事業者であること。

1. 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
2. 国または地方公共団体の各種助成金等において、過去３年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、または受けようとすること。）をした事業者でないこと。
3. 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）および性風俗関連特殊営業またはこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
4. 国、県または市町が出資による権利を有する事業者でないこと。
5. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
6. 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。
7. 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。
8. 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる事業者でないこと。

（１０）　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者

でないこと。

（１１）　県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業

者でないこと。